

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人取手市健康福祉医療事業団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者を言う。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の評議員及び役員には報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常務理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月10日に支払う。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日ではない日に支給する。

- 2 評議員及び常務理事以外の役員にあつては、評議員会及び理事会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む事ができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 常勤役員には、その職についての当月分から報酬を支給し、任期満了、辞職、失職、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第8条 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用は、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

- 2 常勤役員以外の役員及び評議員が理事会、評議員会及び監査等職務の遂行のため会議等に出席した場合は、費用弁償として1日につき3,000円を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規則をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規則の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定めるものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の日から施行する。

別表（第4条関係）

役職名	報酬の額	備 考
常務理事	30,000円	月 額
常務理事以外の役員	10,000円	日 額
評議員	5,000円	日 額